２　（略）

３　航測法による地籍測量は、令別表第四に定める精度区分乙二又は乙三が適用される区域において行うことができる。

（地籍図又は街区境界調査図の図郭）

**第四十条**　令第二条第一項第十号の規定による地籍図又は街区境界調査図の図郭は、地図上において座標系原点からＸ軸の方向に二十五センチメートル、Ｙ軸の方向に三十五センチメートルごとに区画して定めるものとする。

（地籍図原図）

**第四十一条**　地籍測量の結果作成された地図（複製されたものを除く。）を地籍図原図（街区境界調査にあつては街区境界調査図原図。以下同じ。）とする。

## 第二節　地上法

### 第一款　総則

（作業の順序）

**第四十二条**　地上法による地籍測量は、次に掲げる作業の順序に従つて行うものとする。

一～四　（略）

五　地籍図原図の作成

２～４　（略）

（選点図及び平均図）

**第五十条**　地籍図根三角点及び多角路線の選定の結果は、地籍図根三角点選点図及び地籍図根三角点平均図に取りまとめるものとする。

（選点図及び平均図）

**第五十六条**　地籍図根多角点及び多角路線の選定の結果は、地籍図根多角点選点図及び地籍図根多角点平均図に取りまとめるものとする。

（多角測量法による細部図根測量）

**第六十三条**　多角測量法による細部図根測量における多角路線（以下この条及び次条において単に「多角路線」という。）の選定に当たつては、地籍図根点等又は細部多角点（以下「細部多角点等」と総称する。）を結合する多角網又は単路線を形成するように努めなければならない。ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、閉合路線を形成することができる。

２・３　（略）

（選点図及び平均図）

**第六十三条の二**　細部多角点及び多角路線の選定の結果は、細部多角点選点図及び細部多角点平均図に取りまとめるものとする。

（単点観測法による一筆地測量）

**第七十条の五**　単点観測法による一筆地測量において、観測に使用する測位衛星の数は五以上とし、受信高度角は十五度以上とする。

２　（略）

### 第六款　地籍図原図の作成

（地籍図原図の作成）

**第七十四条**　地籍図原図は、仮作図を行い図形その他の事項に誤りがないことを確かめた後、国土調査法施行規則（平成二十二年国土交通省令第五十号）第二条第一号に基づいて必要な事項を表示して作成するものとする。

２　（略）

（新設）

（地籍図の図郭）

**第四十条**　令第二条第一項第十号の規定による地籍図の図郭は、地図上において座標系原点からＸ軸の方向に二十五センチメートル、Ｙ軸の方向に三十五センチメートルごとに区画して定めるものとする。

（原図）

**第四十一条**　地籍測量の結果作成された地図（複製されたものを除く。）を地籍図原図（以下「原図」という。）とする。

## 第二節　地上法

### 第一款　総則

（作業の順序）

**第四十二条**　地上法による地籍測量は、次に掲げる作業の順序に従つて行うものとする。

一～四　（略）

（新設）

２～４　（略）

（選点図）

**第五十条**　地籍図根三角点及び多角路線の選定の結果は、地籍図根三角点選点図に取りまとめるものとする。

（選点図）

**第五十六条**　地籍図根多角点及び多角路線の選定の結果は、地籍図根多角点選点図に取りまとめるものとする。

（多角測量法による細部図根測量）

**第六十三条**　多角測量法による細部図根測量における多角路線（以下この条において単に「多角路線」という。）の選定に当たつては、地籍図根点等又は細部多角点（以下「細部多角点等」と総称する。）を結合する多角網又は単路線を形成するように努めなければならない。ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、閉合路線を形成することができる。

２・３　（略）

（新設）

（単点観測法による一筆地測量）

**第七十条の五**　観測に使用する測位衛星の数は五以上とし、受信高度角は十五度以上とする。

２　（略）

### 第六款　（原図の作成）

（原図の作成）

**第七十四条**　原図は、仮作図を行い図形その他の事項に誤りがないことを確かめた後、地籍図の様式を定める省令（昭和六十一年総理府令第五十四号）に基づいて必要な事項を表示した上、原図用紙に製図して作成するものとする。